

中部学院大学・中部学院大学短期大学部同窓会支部細則

第1条 この細則は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部同窓会会則第7章にもとづき、同窓会支部(地域支部と認定支部)について定めるものとする。

第2条 地域支部は、原則として都道府県を単位として組織するものとする。

- 2 地域支部の結成は、支部規約、代表者の所在地、役員の氏名、会員名簿及び支部結成経過を同窓会長に申請して認定を受けなければならない。
- 3 地域支部は、支部規約(制定されている場合)、役員の氏名及び会員名簿を変更した場合、同窓会長に届け出るものとする。

第3条 認定支部はゼミ、サークル、卒業年度別のOB会および職域団体の同窓生グループを単位として組織するものとし、構成人数は10人以上とする。

- 2 認定支部の結成は、支部規約、代表者の所在地、役員の氏名、会員名簿及び、支部結成経過を同窓会長に申請して認定を受けなければならない。
- 3 認定支部は、支部規約(制定されている場合)、役員の氏名及び会員名簿を変更した場合、同窓会長に届け出るものとする。

第4条 同窓会支部を結成し、支部活動を行ったときは、その活動に要した費用の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助額に対しては内規に定めるところによる。

第5条 同窓会支部が行う定期総会について、その補助申請があった場合は、年1回、補助金及び案内発送業務、返信用ハガキを提供することができる。また、支部が行う定期総会に教職員を派遣する場合は、年1回、その会の会費相当額および旅費を本部が負担することができる。

第6条 同窓会支部が行う定期活動について、その補助申請があった場合は、年1回、補助金および案内発送業務、返信用ハガキを提供することができる。